報告第8号

専決処分した事件の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり 専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年5月16日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

損害賠償の額の決定について

処 分 書

専決第8号

損害賠償の額の決定について

公用車の交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第179条第1項の規定により専決処分する。

平成28年4月22日

新居浜市長 石 川 勝 行

- 1 損害賠償の額 111万1,000円
- 2 損害賠償の相手方 (省 略)
- 3 事故の概要

平成28年3月26日午後0時23分頃、主要地方道新居浜別子山線(大永山344番1地先路上)において、北進中の公用車と対向してきた相手方の普通自動車とが接触し、双方の車両が損傷した。